

令和4年度 消費者教育中核的人材育成研修



消費者トラブルに関する個別分野の知識の習得や、事例・対象に合わせた効果的な情報発信等、地域・職域における消費者教育の実践者として、必要な知識やスキルの習得を目的とした研修を実施します。

長野県消費者被害防止啓発キャラクター **モシカっち**

■受講対象者

- ・県及び市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口で消費者行政に従事している消費生活相談員・行政担当職員等
- ・長野県消費生活相談員人材バンクに登録されている者
- ・長野県消費生活サポーターとして登録されている者

受講料無料

■実施方法

- オンライン（同時配信）Zoom
- ・配信会場と受講者とをインターネットにより、同時に配信（各研修終了後、2週間程度は、受講者限定でアーカイブ（録画）を視聴予定）

変更点：研修を受講対象者に応じて、区分

- A区分 基本的な知識（消費生活サポーター、消費生活相談員向け）
- B区分 相談に活かせる知識（消費生活相談員向け）

研修日程等 午前：10時～12時 午後：13時～15時（時間帯を変更しました。） 定員：各講座70人程度

| 日 | 期日 | 時間 | 講座番号 | 区分 | 内容（概要は別紙を参照ください。） | 受講申込書提出期限 |
|-----|--------------------|----|------|----|---|--------------------|
| 1日目 | R4 11/15 (火) | 午前 | ① | A | 消費生活に関わる法律の知識 (民法の基本と消費者関連法、成年年齢引下げに関する内容含む) | 11/8 (火) |
| | | 午後 | ② | B | 消費者契約法に関わる講義・事例検討(法改正含む) | |
| 2日目 | 11/29 (火) | 午前 | ③ | B | 特定商取引法に関わる講義・事例検討(改正内容含む) | 11/22 (火) |
| | | 午後 | ④ | B | キャッシュレス決済に関する講義・事例検討 | |
| 3日目 | 12/9 (金) | 午前 | ⑤ | A | 若者の消費者トラブルに関する講義(事例紹介を交えて 消費者契約法、特定商取引法など関係法を含む) | 12/2 (金) |
| | | 午後 | ⑥ | A | 高齢者の消費者トラブルに関する講義(事例紹介を交えて 消費者契約法、特定商取引法など関係法を含む) | |
| 4日目 | 12/20 (火) | 午前 | ⑦ | A | 製品安全に関する講義 | 12/13 (火) |
| | | 午後 | ⑧ | B | 情報通信関係の知識と消費者トラブルに関する講義・事例検討 | |
| 5日目 | R5 1/10 (火) | 午前 | ⑨ | A | 出前講座の手法 | R4 12/28 (水) |
| | | 午後 | ⑩ | A | 保険に関する講座 | |
| 6日目 | 1/20 (金) | 午前 | ⑪ | B | インターネット取引による消費者トラブルに関する講義・事例検討 | R5 1/13 (金) |
| | | 午後 | ⑫ | A | 金融に関する講座 | |
| 7日目 | 2/1 (水) | 午前 | ⑪ | A | 情報セキュリティに関する講義 | 1/25 (水) |
| | | 午後 | ⑫ | A | オンラインゲームに関する講義 | |

～ 申込方法 ～

※この研修は、長野県が公益社団法人全国消費生活相談員協会に委託して実施します

- 受講申込書 消費生活相談員・行政担当職員等…別紙1
消費生活相談員人材バンク登録者…別紙2 消費生活サポーター…別紙3
- 申込方法 郵送、FAXまたは電子メールにより下記お問い合わせ先に提出してください
消費生活相談員・行政担当職員等は各所属で取りまとめて提出してください
- 申込締切 上記各回ごとの提出期限のとおり（複数回分を一括で申込みされても結構です）

*お問合せ先 長野県 県民文化部 くらし安全・消費生活課 相談啓発係

(申込み先) 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
電話 026-235-7286 FAX 026-235-7374

*長野県消費生活情報
<https://www.nagano-shohi.net/>